

## 社会保険労務士法人PAL 一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を定める。

1. 計画期間 平成29年1月1日～平成30年12月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 平成29年1月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：平成29年9月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成29年4月～ 全員で所定外労働の原因の分析をおこなう
- 平成29年9月～ ノー残業デーの実施と同時に、社内で声かけ等のキャンペーンをおこなう

目標3：全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成29年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成30年1月～ 社内で声かけ等のキャンペーンをおこなう